

各高齢者施設・事業所管理者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課長  
(公印省略)

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について (通知)

平素より本県の高齢者福祉行政に多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年(2006年)に施行され、各事業所におかれましては研修の機会等を通じ、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、高齢者虐待防止に向けた積極的な取組が行われてきたものと承知しております。

しかしながら、養介護施設従事者等による高齢者虐待は、全国同様に、本県においても依然として高止まりの傾向が続いています。

虐待防止については、令和3年度の基準省令等の改正に伴い、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の権利擁護、虐待の未然防止の観点から、下記の虐待防止措置を講ずることが義務付けられました(3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化)。

については、経過措置期間が今年度末で終了しますので、期限内に必要な体制整備を行っていただくとともに、改めて貴事業所の従業者に対して、高齢者虐待防止に向けた注意喚起をしていただきますようお願いいたします。

また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町の担当窓口へ御連絡いただきますようお願いいたします。

記

虐待防止措置の事項 (令和6年4月より義務化)

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
2. 虐待の防止のための指針の整備
3. 介護職員その他の従事者に対する、虐待防止のための研修の定期的な実施
4. 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
長寿介護課 介護事業者係 井上  
TEL : 089-912-2432 FAX : 089-935-8075  
E-mail : inoue-tomoaki@pref.ehime.lg.jp

## 関連リンク

○施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>

○県内の通報・相談窓口

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/gyakutaiboushi/soudan.html>

○身体拘束ゼロへの手引き

<https://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/kousoku/index.html>

## 身体拘束に関して

身体拘束は、「緊急やむを得ない場合」を除き、行ってはいけません。

### 《身体拘束の例》

- ①徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限する。ミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など

### 《「緊急やむを得ない場合」とは（以下、全ての要件を満たすこと）》

- 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束は一時的なものであること

### 《「緊急やむを得ない場合」の極めて慎重な手続き》

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を利用者や家族に十分説明し、記録して保存（2年間）する。  
なお、常に、観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合はただちに解除する。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

※「手続きすればできる」でなく、常に「本当に緊急やむを得ないか」という視点を持っていただきますようお願いいたします。